



役員報酬規程

社会福祉法人 新生会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新生会の常勤役員に対する報酬について定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、定款第15条に規定する役員のうち、常務理事（職員の身分を有する場合を除く。）について適用する。

(報酬の種類)

第3条 役員報酬については、年俸制とする。

(報酬の支給)

第4条 役員報酬は、年12回に分割し、銀行振込みにより支給する。

(報酬の支給日)

第5条 役員報酬は、その月の分を翌月の10日に銀行振込みにて支給する。ただし、支給日が土曜日・日曜日・祝祭日に当たるときはその前日に支給する。

(報酬の金額)

第6条 役員報酬の額は、評議員会において定める。

2 役員に就任し、又はこれを退任したときの報酬は、就任の場合にはその就任の日から、退任の場合にあつては、退任の日までの日割をもって支給する。

3 報酬の額 年俸総額 円

(旅費)

第7条 役員が、法人業務のために出張する場合には、社会福祉法人新生会旅費規程に基づき旅費を支給する。

(その他)

第8条 役員報酬に関して、この規定に定めのない事項については、その都度評議員会において定める。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。